研究報告

部落解放基本法」をめぐる論議について ①

真 澄

五、むすびにかえて

・部落差別の現状認識その他

は じ め に

が可能であろう。 実務、解放運動等、それぞれの視座から様々な問題の提起 年有余となった今、法以後の部落解放の方向をめぐって種 々論議が盛り上がっている。学問研究上、立法政策、行政 現行の「地域改善対策特別措置法」の有効期限があと一

法」要綱案及び「差別規制法」要綱案が成案化され、去る 加した「部落解放基本法」 検討委員会の 「部落 解放基本 一九八五年一月、報告書(『部落解放の展望をめざして』 とのような状況の下で、筆者もその一人として作成に参

はじめに

「基本法」制定の要因について

- 「社会的権利」の実現
- 憲法の実質的平等原則と「同対法」
- (二) (2) 「市民的権利」の復権 「平等原則」の法的構成に関して
- 「市民的権利」論
- -その理解・用語法と抵抗権の問題--
- 市民的権利の確保と教育・啓発
- (以上・本号)
- Ξ 「基本法」要求の意義と背景について 差利に対する行政的・法的規制
- 法規制と部落解放運動
- -若干の考察として-

The second of th

当然のことである。

当然のことである。

当然のことである。

当然のことである。

当然のことである。

当然のことである。

当然のことである。

要員会の討議は精力的に進められたが、山積する重要問 委員会の討議は精力的に進められたが、山積する重要問 委員会の討議は精力的に進められたが、山積する重要問 をしての、いわば考え方を提供するもので、それ以上のもとしての、いわば考え方を提供するもので、それ以上のもとしての、いわば考え方を提供するもので、それ以上のもとしての、いわば考え方を提供するもので、それ以上のもとしての、いわば考え方を提供するもので、それ以上のものではない。

との協議や内部討議を経て、本年五月一五日、「部落解放部路は、その後、衆議院法制局その他関係団体

ころである。 とろである。 とろである。 とろである。 とろである。 と発表した。かくして「部落解放基本法」の構想は、今日、 "要綱かようにして「部落解放基本法」の構想は、今日、 "要綱かようにして「部落解放基本法」の構想は、今日、 "要綱がようにして「部落解放基本法」の構想は、今日、 "要綱がようにして「部落解放基本法」の構想は、今日、 "要綱がようにして「部落解放基本法」の構想は、今日、 "要綱がようにして「語案は成文化された。

本稿では、当然のことながら私に向けられた疑問や批判本稿では、当然のこととした。ただし、反論の方法としては、右の疑問や批判に一つひとつ対応して論ずるので、上げることは不可能なので、主要な論点に限ったほか、提上がることは不可能なので、主要な論点に限ったほか、提上された疑問や批判の中には今後にそれぞれが深めるべきと思われる理論上の共通の課題もあり、論議を後日に託したもののあることを、予めお断わりしておきたい。又紙数の関係上、本論稿は次号にもまたがることになった。ご諒恕を願いたい。

とともに、ど教示を賜わりたいと思う。が、見落しているものもあるかと怖れ、その際はお詫び註(1) 私の目にとまったものについて言及すること と する

二、「基本法」制定の要因について

およりでは、
で、人権理念実現の課題に迫り得る法内容の整備拡充が要な根拠に、
で、人権理念実現の課題に迫り得る法内容の整備拡充が要要な根拠に、
で、人権理念実現の課題に迫り得る法内容の整備拡充が要要な根拠に、
で、人権理念実現の課題に迫り得る法内容の整備拡充が要は
は日本国憲法の保障する基本的人権に関わる問題であるとは日本国憲法の保障する基本的人権に関わる問題であるとは

(一 「社会的権利」の実現

① 憲法の実質的平等原則と「同対法」

面を持っていると見られる。の実現を、二つには「市民的権利」の復権という二つの側法一四条の平等権を基礎としつつ、一つに「社会的権利」私見によれば、人権問題としての部落問題の解決は、憲

化的諸権利の享有が阻害され、継続的な権利侵害状況の下なくされ、生存権、教育権、労働権などの社会経済的、文なくされ、生存権、教育権、労働権などの社会経済的、文被差別部落は地区として長い間の差別政策、差別意識の蓄まず、「社会的権利」の実現の課題について検討するとまず、「社会的権利」の実現の課題について検討すると

る。 平等の 確保ということが 憲法上の 課題として 設定せられい置かれてきたことから、社会的権利の実現による実質的

等原理も例外ではない。

この社会的権利の保障を通しての実質的平等の実現は、
との社会的権利の保障を通しての実質的平等の保障
は、拙著『日本国憲法と部落問題』解放出版社、一九八四
に先進の欧米諸国では各種の領域で探求され、現代世界の
に先進の政治を対域といる。
といるではない。

わば社会的正義・衡平の観点から合理的差別を追求する一別措置法」上の事業施策を講ずるための根拠法であり、い法は同和地区の生活環境改善に関して一般法と異なる「特の種の立法の一つに数えることができる。換言すれば同対社会的権利の実現による実質的平等の確保を目的としたこ下、同対法と略す)の制定はわが国の被差別部落居住者の下、同対法と略す)の制定はわが国の被差別部落居住者の下、同対法と略す)の制定はわが国の被差別部落居住者の下、同対法と略す)の制定はわが国の被差別を追求する一

ところがこの点について、京都部落史研究所所長師岡佑念を具体化する優れて今日的な立法ということができる。つの立法例であり、上述の現代国家の憲法の人権(平等)理

計画、経済活動の規制、財の再分配など)の拡大がこれでき法学部田中成明教授の法哲学研究の成果に依拠して展開学法学部田中成明教授の法哲学研究の成果に依拠して展開学法学部田中成明教授の法哲学研究の成果に依拠して展開学法学部田中成明教授の法哲学研究の成果に依拠して展開学法学部田中成明教授の法哲学研究の成果に依拠して展開学法学部田中成明教授の法哲学研究の成果に依拠して展開学法学部田中成明教授の法哲学研究の成果に依拠して展開学法学部田中成明教授の法哲学研究の成果に依拠して展開学法学部出中成明教授の法哲学研究の成果に依拠して展開学法学部出中成明教授の法哲学研究の成果に依拠して展開

空間 機が潜在していて、不可避的にリスク(危険)やデメリ 社会経済的生活の質の向上等の名の下に主張され ている 法哲学1法理論、東大出版会、一九八三年、二一頁以下)。 法的空間が拡げられてゆくと指摘される(田中成明 が、そこにも公権力(機関)の強化とか何らかの強制の契 あって、特に後者においては社会的正義の実現とか市民の 的・受益者的地位』におとしいれたと読んで差支えあるま 間の拡大の例に当たると見、そのことが「部落民を『受動 向け、同対審答申に基づく同対法の制定は正に右の法的空 このような文脈において、師岡氏は現代の部落問題に眼を して市民をもっぱら受動的・受益者的地位においたまま、 」といわれる。 (損失) がつきまとっていることに注意を要する、 強制と合意の狭間で」長尾龍一・田中成明編『現代 「法的

い。思うに、現代法の類型には、国の政策により規制を迫是正の措置を講ずる国家の義務を免責させてしまいかねなうでないなら、現代憲法思想の潮流についての認識を欠くうでないなら、現代憲法思想の潮流についての認識を欠くの現実でもあり、殆んど異論の余地はあるまい。もしもそのでないなら、現代憲法思想の潮流についての認識を欠くの発展の趨勢は卒直に認めなくてはならない。学界公知い心を展の趨勢は卒直に認めなくてはならない。学界公知い心がは先に述べた現代国家の憲法(平等権)思想の潮流ないのは発展にも拘らず、いっしかし、師岡氏による田中論文の援用にも拘らず、いっしかし、師岡氏による田中論文の援用にも拘らず、いっ

けるような形で、 ことがないように、市民の相互作用的かつ創造的な法的行・受益者的地位においたまま、法的空間が拡げられてゆく 公権力機関の強化・拡充によって、市民をもっぱら受動的 文が先の文章に続けて、「そして、法の機能の拡大に伴う が広げられてゆくことは見逃がされてはならない。 の契機が隠され、又市民を受益者的立場に置いて法的空間 ととが期待されているのである。 ただしこの側面において て積極的に社会の現実を変革し、 者に資源配分的機能を通して実質的平等を確保し、 で、現代日本国家において、被差別部落(同和地区) 海純一『法と社会』中央公論社、一九六七年)。 改革をしていく機能が期待されているのである(参照、 定の期待される方向に置き、あるいは社会改革を促進して おける立法の役割りとして当該立法を手段として社会を一 多面的な法の側面が現出している。との側面では、 日では前者に見られる狭い意味のリ ために国の政策の実現を図る政策形成的立法とがあり、 る秩序維持機能をもった伝統的な法と積極的に社会改革 田中論文の指摘しているように公権力の強化なり強制 かくして社会の近代化ないし民主化の方向に向けて **ルで、法的空間の内的編成に主体的に参加しう法の機能発揮を様々のレベルで規制し方向づ** 民主社会を形成してゆく ーガリズムの枠を破る (参照、碧 社会に 田中論 かくし 居住 今

重な対処・対応が求められて然るべきであると思う。 立場にさせ又させた法の運用に責められるべき問題が伏在 は同対法運用の一方当事者としていわば「受益者的立場」 その場合でも明確にしておくべきことは、 と人権理念の実現に関わる問題であればあるだけ、 として法運用当事者の猛省を迫られることがらである。 われが注意を向ける必要があるのは、むしろこの点である。 ある』(傍点、筆者)と結んでいる。差し当たって今のわれ る拠点を構築することが一層重要な課題となっ 社会的統合を推し進めていく大きな運動として、 実現して差別のない民主社会を建設していく営みであり、 と思う。解放運動は人間の尊厳を前提とする個人の平等を とり主義」の間にはやはり厳格な一線が画されているもの 味するものではない。もし仮にそうであるなら、物とり的 に立つけれども、 が指摘されており、それは現代法のもつデメリットの表的 おかれ、それを踏みはずして物とり的な事実に及んだ事例 の要求を求めたレベルの高い運動であるはずである。 しているというべきであろう。「正当な権利要求」と「物 もとより、 同対法の運用面で部落住民が受益者的立場に そのことが直ちに「物とり」的立場を意 被差別部落住民 て いるの 尚更慎 ただ ح

弊害が あったこと (物とり 主義の助長) を念頭に置いて、この意味で、氏の批判が同和行政という法の運用の面で

必要のあることは認めるにやぶさかではない。また、 落解放研究所、 既に十年も前に公刊した拙著(『憲法と部落問題』広島部 かされるよう、十分な配慮が要求せられるところである。 加」の徹底によって、憲法の要請を体現する法の精神が生 できない。それだけに同和行政面では、例えば「分権と参 年の不公正の是正なり社会の前進的改革を断念することは ろである)。法の強制的契機の発生をおそれるの余り、 か、又何をもとにこれを決するのか、なお問題の残るとこ 実質的平等論においても、何が許容される合理的差別なの ものまで否定したり流してしまってはならない(もとより 難されなくてはならないが、そのために制度(理念)その は再言してよいであろう。 運用面(同和行政の現実)とを混同すべきでないことだけ 返して言えば、法制度の趣旨(実質的平等の実現)と法の 体して注意を払う必要はあると思う。だがその場合でも繰 物とり的デメリットが生じないかどうか、師岡氏の提言を 政策による制約が入ってきて、そこに現代法のリスクなり て個別の事業法や規制法の制定を予定していることからす 立法として目下提起されている「基本法」が法の体系とし 「警告」されたものであるならば、今後に克服是正努力の 今後のこれらの個別立法に「強制」の契機等、 一九七四年、 制度(理念)に反する現実は非 一九八一年に新版とした)に

に思われるので、ことに再び掲げさせていただく。の反省の弁として、今日でも多少の意味を持っているようれなりの慎重さを求めたことがある。それは同和行政(法)おいて、私は同対審答申と同対法の間の乖離を批判的に見

ように思われる。これは、遺憾なことである。前述のよ 成立していたとすれば、 点で矮小化している。……同和問題の解決が国民的課題 それだけ憲法の精神との連続性が薄いものになっている そうでなく事業対策立法として成立せしめられたため、 必要があるであろう。 問題の所在を問いつめていくことによって補完していく 育を実践するなかで部落問題に対決する軸心となって、 本法の運用において、また教育者が人間解放のための教 のになっている。これらの側面にかかわる法の不備は、 だとしていた答申の指摘も法律のなかではあいまいなも して取りあげていたのに、本法は、これを「事業」の視 取り入れた格調の高い法文となっていたはずであるが、 「本法が、前文のついたいわゆる基本法の立法形式で 同対審答申が、部落問題を、 (八八頁)。 人間の尊厳性をもっと自覚的に 直接、 人権の問題と

□ 「平等原則」の法的構成に関して

であろうか。 について具体的にはいかなる法的構成をとることができるについて具体的にはいかなる法的構成をとることができる問題の解決に援用できるとすれば、その際の権利の担い手前述のように実質的平等の実現という観点を現代の部落

律構成が可能であるのに対して、実態的差別に基づく社会 れに対する救済が問題となると考えられる。したがって、 体としての特定地域としての住民の社会的権利の侵害、そ や差別取扱いによる同じく個々人の平等権の侵害、 平等の実現が求められる場合は、いわゆる心理的差別に基 大学同推協・部落 問題 同和 教育 研究三号、一九八〇年三 保障法ないし特別立法(同対法―筆者)で救済すべき課題 できず、「法律解釈学からの法律構成は事実上不可能であ」 権の継続的侵害状態の場合は、それは必ずしも明確に捕捉 律上の対象、権利主体についてある程度具体的に明確な法 が「部落差別の法的把握」について述べているように、法 心理的差別に基づく市民的権利の侵害の場合は、松本教授 って又それの司法的救済の場合とちがって、集団又は集合 と」なる(松本忠士「部落問題と国際人権規約」奈良教育 被差別部落における実態的差別の解消のように、実質的 ここでの権利の担い手は個々の分解された関係住民 つまり差別的言動による個々人の人格権の侵害 「憲法の社会的生存権条項に基づく一般の社会 したが

て主として属地的に把握される。出身という社会的身分を持つものが地域の少数者集団としというよりは、いわゆる被差別部落(同和地区)の居住・

月、同「部落解放基本法と基本的人権」 対して、岡山大学法学部原野翹教授が批判を投げかけられ 政策立法ないしは特別措置法が展開せられる。ここでは部 部落)の居住・出身者という社会的身分を持つものに対し 後述する市民的権利のように純然たる個人がその担い手と 憲法学上も未だ熟しているとはいえない。 団」や「集合体」の概念自体はわが国の法律用語として又 査研究所 『部落問題調査と 研究』 第五四号 一九八五年二 ている(「部落解放基本法構想の問題点」岡山部落問題調 なる。かようにして憲法一四条一項は、個人の市民的権利 を前提にして平等原理が国政の指導原理として働くことに というよりも、地域居住者の社会的権利の継続的侵害状態 として、いわば地域集団的ないし属地的帰属において社会 落住民個々人の人格権や平等権が個人権的に侵害を受ける なり得るのとちがい、平等原則の享有は一定地域(被差別 ・政策・資料版、 (平等権を含めて)の保障とともに、 ところがこのような平等原則の「集団」的構成の試みに 集団もしくは個人の十分な進歩を確保することを目的 一九八五年三月五日)。もとより、 国政の指導原理とし 『解放の道』理論 しかしながら、 「集

と解される。、ての平等原則(平等権の社会権的機能)をも保障したもの

進を考慮すると、 ると思っていないし、同和関係法の実際の運用はそうであ 保する国の政策目的の下に実行されるという法的構成をと 市民的権利が問題となる場合のように必ずしも純然たる個 ずしも明確でないという実情にある。 ろう。それに今日の部落住民内部の階層分解や混住化の促 であるから、 ることを示したのである。それはいわば型としての分類論 問題の解決を目指す実質的平等実現のための権利主体は、 部落住民の「集団的権利」を確立・擁護しようなどと思っ 権論に対置して、ことさらに「集団の人権論」を提起して は問題があろう。とりわけ都市部落の場合、 ト「集団」であって、 人ではなく、 いるわけではない。 原野教授が言われているような意味で、 実質的平等実現の権利主体は一〇〇パーセン 集団もしくは個人として、それらの進歩を確 部落住民の集団を固定化して捉えること 個人には全く還元不可能なものであ むしろ反対に、ここでは専ら、 その範囲は必 個人の人 部落

ていることは事実である」。そこで部落差別の対象となっの過程にあるとはいえ「今日においても厳然として残存し住民の差別的実態は、原野教授自身認めているように解消しかしながらそれにも拘らず、同和地区の存在及び地区

述する予定である)。 を歪曲した、転倒した批判となっているといわざるをえな 旨を正しく理解されていないものといわざるを得ず、 別を固定化するという原野教授の批判は、同対法の立法趣 である。平等原則の実現のための「集団」的構成が部落差 は断じて連がるものではなく、又連がってはならないもの ても、反対に「恒久法」としてその解決を遅らせることと 法(時限立法)としての同対法に基づく国等の政策対象と づく六九年法の 制定となった わけで ある。 ることの重要性」が「改めて認識」され、 て して部落差別の早期・強力な解決を求めることと連がり得 「集団」としての実質的平等の実現という考え方は、特措 かに改善され平等なる日本国民としての生活が確保され いる国民の一部の集団の「経済状態、生活環境等がすみ (いわゆる「恒久法」批判については、 同対審答申に基 後出三でなお後 したがっ 私見 て、

したがって「歴史的・社会的その他の事情で一つの集団と「用語や定義以上に具体的な状況が重要」であると述べ、解説 ―― 解説自体は後に譲ることとして ―― において、は、同条約の有名な第一条(「人種差別」の定義規定)のは、同条約の有名な第一条(「人種差別」の定義規定)のは、同条約の有名な第一条(「人種差別」ので義規定)のなお参考までにあげておくと、「人種差別撤廃条約(Cなお参考までにあげておくと、「人種差別撤廃条約(C

談会〉人種差別撤廃条約をめぐって」『部落解放研究』三 本の部落住民もそれに当たる(「世界人権宣言三五周年と 集団」、 また 広く その集団を出自とするもの、 に』部落解放研究所、一九八一年、三頁以下、同発言「へ座 障を目的とした国内法秩序では、 はならない』と規定しているが、これは経済的社会的権利 ならないものとし、その目的が達成された後は継続させて 結果、異なる人種的集団に別個の権利を維持させることに は、人種的差別とは看做さない。そのような措置は、その を確保することを 唯一の 目的としてとられる 特別な 措置 る特定の人種的又は種族的集団もしくは個人の十分な進歩 な享有又は行使を確保するために、必要な保護を求めてい う。又、同条約第一条四項は「人権及び基本的自由の平等 八号四二頁)と述べている。 人種差別撤廃条約」『人種差別撤廃条約の早期批准のため 「集団そのものも」、差別から保護される権利がある、 に対する憎悪の挑発・暴力的煽動を罰し得る違反とするな かに、人種的・民族的その他の集団や国民(住民)の一部 と解される。これに対して、現代の国際人権立法や人権保 の実現に関して集団あるいは集合体の権利を予定したもの 次第に「集団」の保護にもアプローチする傾向を示し 差別と迫害の犠牲者となった……社会の中のある 参照に値いする見解といえよ 純然たる個人の保護のほ あるいは 日

面に関連してなお後述したい)。ており、注目される(この点は「市民的権利の」復権の側

二 「市民的権利」の復権

利」の復権である。 「基本法」制定に向けての第二の必要根拠は「市民的権

一市民的権利」論

―その理解・用語法と抵抗権の問題―

害され、 されるというもう一つの人権問題の側面を持っている。 移転、職業選択の自由という市民的権利を阻害ない 差別的取扱いなどの心理的差別によって、 的人権が、それから長い期間を経た二○世紀後半のわが国 民革命の産物としての近代憲法で確立をみた古典的な市民 題としての重大性は正にここにあると言ってよい。 において今日なお、結婚や居住移転、就職の機会均等が阻 して人権問題としての部落問題をみると、 部落問題は被差別部落の居住・出身者が、 侵害されるという状況があり、部落問題の人権問 もともと近代市 結婚交際、 差別的言動や し侵害 居住 そ

と見、その憲法上の根拠として、憲法一四条のほか、一一復権を重視し、それの歴史的特質は人権の中の人権にあるかくして私は、部落問題の解決に当たって市民的権利の

123

国民に侵すととのでさない永久の権利として信託されたも 法一一条は、九七条とともに、「基本的人権、なかでも人 利の古典的・歴史的特質を直截に宣明しているのである。」 のであると規定して、近代憲法で確認されるに至った該権 カ条は、ともどもに、市民的人権が現在と将来のすべての 人権の本質を明らかにするものとして重要である。右の二 間にとって本質的な人権のなかの人権ともいうべき市民的 づけてその規範的意義を探ろうとした。そこで私は、「憲 業として、 本国憲法と部落問題』解放出版社、 条や九七条をあげたのであった。 (第一部第二章「人間の平等と部落問題 九七の各条項―を取りあげて、これを部落問題に関連 憲法の定める人権の総則規定―一一、 (平等権・平等原則) の検討に入る 前段の 作 つまり私は、近著(『日 一九八四年)の中で、 -憲法一四条覚 =

語法に関して疑問を出される。日く。 一一高野真澄『日本国憲法と部落問題』を読む----」部落問題研究八二号、一九八五年二月)、そこで若干の疑問ないし批判を寄せられた。その中で、渡辺教授はまず憲法解いし批判を寄せられた。その中で、渡辺教授はまず憲法解決。出著の書評の労をとられ(「憲法研究と部落問題」と記述が、立命館大学法学部渡辺久丸教授(憲法専工れに対して、立命館大学法学部渡辺久丸教授(憲法専工れに対して、立命館大学法学部渡辺久丸教授(憲法専工のでは、

-」)と書いた。

民的人権だけでなく、社会権などをも含む人権一般ととら 。えば、市民的権利、自由の侵害にほかならない。市民的権えば、市民的権利、自由の侵害にほかならない。。。。。 ・一日)――近代社会における部落差別とは、ひとくちにい えるべきではないかと思う、と指摘されるのである。 としてとらえるのでは余りにも狭いとらえかたであり、市 に」し、その「古典的・歴史的特質」を「宣明」するもの 前記 拙論の よう に「市民的人権」の「本質」を 「明らか けて』など)の反映があるのではなかろうか」とされる。 やそれの基礎にあるいわゆる朝田理論(『差別と闘いつづ に保障されていないことが差別なのである。 り、これらの権利と自由が同和地区住民にたいしては完全 れる権利、 居住および 移転の自由、 結婚の 自由などであ 推察するに、 引中にも明らかなように、何ゆえに市民的人権が人権のな ることと説くことにはそれ自体として異論はないが、 民的権利の復権と社会的権利(実質的平等) 法一一条、一三条および一四条を根本に据えていわゆる市 かの人権すなわち最重要な人権としての位置を与えられる か、論証不明だということである』そして、 そして右に関連して教授は、憲法一一条及び九七条を、 「部落差別を解消するために、憲法上の課題として、 自由とは、 『同和対策審議会答申』(昭和四〇年八月一 職業選択の自由、教育の機会均等を保障さ 「とこには、 の実現を期す の人権論 右所

れず、 社会の憲法で確認されるに至った前国家的な天賦人権ない 承しており、自由権としての市民的人権は現代憲法の人権 憲法は近代のかかる古典的人権観念を直接の系譜として継 人権の本質的観念が横たわっているものと考える。 を属性として具備しており、そこに近代市民憲法における る永久の権利」とでも定義される普遍性、固有性、永久性 し自然権としての人権を念頭に置いて理解されている。 から長い期間を経過しているのに、わが国の社会において 包摂される「市民的人権」の領域にほかならないが、 憲法思想史のうえではいわゆる「個人権」(公的自由)に 体系の中で古典的かつ中心的な地位を占めている。それは の人権問題としての重大性を私は読みとるのである。 今日なお結婚、居住移転、職業選択の自由が十分に保障さ まず私にとって、「市民的人権」は一八世紀的古典的市民 しばしば侵害を受けているところに、正に部落問題 「人類をなすすべての人間が生まれながらに享有す 日本国 それ

て、「市民的人権」「社会的人権」という用語を私はしば「社会権」の説明として、それのよりくだけた表現として書きことばとしても話しことばとしても私自身よく使用と、「市民的人権」ないし「市民的権利」は実際問題としと、「市民的権利」の理解の問題から、用語法の問題に移る「市民的権利」の理解の問題から、用語法の問題に移る

市民的人権は自由権に、社会的人権は社会権に対応するも 頁)、自由権として、 研究所において、「市民的自由権」(例えば、 権規約」では、 律家等の研究が積み重ねられているのである。例えば、 る法概念として解釈運用され、又そのようなものとして法 一八頁)、「市民的人権(自由権的基本権)」(例えば、七「市民的・自由権的基本権」(例えば、三頁、二〇頁、一 ている私の前記の著書(『憲法と部落問題』広島部落解放 を期してきたところである(例えば、渡辺教授自身も知っ はつとめてそれが自由権に対応する旨を断わるなど、 のと考えられるから、市民的権利のことばを表現する際に しば用いるし用いてきている。 の諸権利の享有において保障するとして、 規約」(A規約)に対して、「市民的…権利に 九六六年に国連が採択し、 の用語は単に部落解放運動や同和行政の運動・実践面だけ 「社会的人権」(例えば、一二九頁)などと表現している。 「人種差別撤廃条約」では「平等ないし無差別」を特に次 ところで、用語法の問題としてみても、「市民的人権」 (B規約)と称され、 今日国際人権法上の諸権利の範疇にのぼり、かか 「経済的、社会的及び文化的権利に関する 「市民的人権」と社会権としての わが国でまだ批准をみていない わが国も批准している「国際人 しかし学問的には、大旨、 (a)司法機関での 関する規 四頁)

続権、思想・良心、言論・表現、集会・結社の諸権利を挙 平等取扱い げている(以上、傍点は筆者)。 して特に居住移転、 (e)経済的社会的文化的権利の五つの諸権利のリスト 「市民的権利 (Civil Rights)」に属するものと 的人身の自由 外国移住、 (c)政治的権利 国籍、 婚姻、 は他の市民的

されるのである。 明に現われている一 として理解されてきているし、それは法論理的にみても正 渡辺教授の指摘されるようにいわゆる自然権的な人権のほ 規定として、 の本質を宣明した規定として殆んど同様の意義を持ってい ているけれども、類似の文言から推して、 格についてであるが、 の本質的性格規定-しい用例であるだろう。 右に関連して、憲法一一条や九七条の規定する人権の件 主として一八世紀的市民憲法に登場した古典的・伝統 すなわち右の二カ条の規定は、 後国家的権利としての社会権や参政権までも含むもの 前国家的なー 少なくとも「人権」の発展をみた今日では、 との二つの条文は別々の章に置かれ -は、人権成立の歴史的由来と相俟っ -両条における「永久不可侵性」の宣 しかし、右の二カ条における人権 人権を念頭においているものと解 「基本的人権」の総則 「基本的人権」

次いで、 部落問題の解決に向けて市民的人権の復権を図

> について憲法との関係において考えてみたい。 る手段・方法の問題として、差別行為に対する抵抗・

権と受けとれる規定であって、部落解放運動にとって差別 ることは当然であるが一 憲法上の根拠 なければならない』旨を明示している。これは一種の抵抗 まもること、つまり『不断の努力によって、これを保持し れる』と書いた。 おいて社会的に相当と認められる手段方法上の制約に服す に対する唯一の自己防衛の権利ともいうべき抗議・糺弾の 「一二条は不当な権利の侵害に対してはあくまで抵抗して 差別行為に対する抵抗や糾弾を基礎づける考え方 がまず問題となる。 -それはしかし現代の法治国家主義の下に -ともなりうる規定として注目さ 私は前記拙論において、 (法的

うか』と述べられる。 ば、基本的人権は本質的に権力への抵抗を内含する権利だ かと思える」とされ、 「そこから直かに『抵抗権』を引き出すのは困難ではない これに対して渡辺教授から、憲法一二条は人権擁護の義 人権イコール抵抗権ということになるのではなかろ -ここでは抵抗の義務-「抵抗権を憲法上に探るとするなら -を設定した規定であり、

りわけ自由権に抵抗権が含意されているとも言えるが、 法論理的には、教授の言うように、基本的人権自体に、と

法』上巻、佐藤幸治執筆、二四九、二五〇頁参照)。二〇 ることができるであろう(例えば同旨、 をもつ実定憲法上の権利」と解すべく、そしてわが憲法の 礎づけは実定法に求めるべく、したがって「自然法に根拠 手段として当然抵抗権を認めていると解されるが、その基 る法的根拠を求めることができると思う。 釈論としては日本国憲法上一二条の規定にそれを基礎づけ 二条は人権擁護の、したがって抵抗の「権利」でなく、「義 権の保障に仕えるものとして正当化される。「抵抗権」論 ている基本的人権を侵害する重大・明白な侵害に対して人 に再登場してきており、その際特に憲法の基本原理をなし 世紀においても抵抗権は人間の尊厳の自覚の下に実定憲法 の自然権を承認しているのであるから、 務」を設定した規定だとする教授の見解は、余りにも文言 うに今後深遠な検討を要する課題が多いとしても、 については学説上大きな対立があり、教授の指摘されるよ に捉われた概念法学的思考と評さざるを得ない。 明文の規定を欠くが、解釈論上これを一二条に求め かかる人権担保の 憲法は人類普遍 『注釈日本国憲 憲法一

まで差別への糾弾について学問的検討は殆んどなされてき るかについてとれまた論議のあるところと思われる。 右の議論に関連して、糾弾ないし糾弾権をどう位置付け ないことから、 今後の課題にまつところは大きい。 こ れ

> 権保持の義務の履行の形態として、重大かつ明白な人権の て肯認してきている。そこで結論的にいえば、筆者は、 と救済手段を欠いている現状の下で、手段方法に限定をつ 弾をもって、差別が現存しかつ差別行為に対する法的規制 きているが、これまでの糾弾事件に関する裁判例において 平社創立以来、部落解放運動を進めていく上で、差別者に 侵害を受けたものが、自己の人権の維持ないし回復のため けつつも、原則として社会的に承認された行動であるとし っている。更に検討したいと思う。 を置く抵抗権の一種として把握できるのではないか、 に行使することのできるもの、つまるところ一二条に根拠 の糾弾を憲法一二条が規定する国民の不断の努力による人 私のみるところでは糾弾権を否定しておらず、 差別事象を糺す追及行為として、 糾弾が行われて 右

(2)市民的権利の確保と教育・啓発

重要な部分 をなす ものと思われる。この 教育・啓発活動 手段・方法として、 ルナー)する教育と啓発の領域が、市民的人権を確保する 次に、 右のナタン・レルナー氏も言うように、 誤った偏見や差別観念を克服・解消」(ナタン 「差別を生み出す目的意識そのものの根源に眼を 今後の部落解放を展望するとき極めて 差別意識の形 ・レ

とができる。というでは、これのようでは、別とのできる。とができる。とができる。とができる。というは予防法の領域であるというというとのできる。というの解放を図るいわば予防法の領域であるというというできる。

では、 は、 出著第三部第三章「『部落解放基本法』(仮)の構想 について」二○○頁以下)に対して、師岡氏から人の心も ということは、私はひとことも言った覚えはないし、又そ の内心の作用に立ち入って、意識にまで法で取締まるなど ということは、私はひとことも言った覚えはないし、又そ ということができるわけがない。それは教育・啓発施策の一 ということができるわけがない。それは教育・啓発施策の一 ということは、私はひとことも言った覚えはないし、又そ ということはの使用(例え

具申」が強調するところの広範な教育政策の策定と実行の では、「意見 では、「意見 では、「意見 でれることの必要を説いている。それでは、「意見 でれることになった。本具申は主要には先の同対審答申を を持 をが、地対協の「意見具申」(一九八四・六・一九)で強調 をが、地対協の「意見具申」(一九八四・六・一九)で強調 をが、地対協の「意見具申」(一九八四・六・一九)で強調

要請されることになるのだろうか。ために、今後何らかの法的根拠をもった人権立法の対応が

置づけることである。 域で国・文部省の「同和教育指針」すらいまだ公式に示さ 年第一八回ユネスコ総会勧告、 国際理解及び国際協力、 ゆるレベルの教育段階での教育効果の増進を目的として、 啓発情報』

一三号、 参照に値する(金東勲「世界人権宣言と差別撤廃」 コ総会宣言等)。この文脈で、有益な提言が出されており としてきており、顧りみられるべきことである(一九七四 平和教育と反差別・人権教育を結合することを当面の急務 か、人権の尊重や反差別の教育を導入すること、あるいは 「同和教育」の明確な位置づけと充実がつとに望まれる。 『人権と教育』 2、 右に関連して二点ほど指摘しておくと、 国際社会では国連やユネスコ等の組織で、既にあら 部落解放対策の目標の下に教育の基本方針を位 二二頁以下) 海老原治善「現代の人権論と教育改革」 人権教育を具体化するものとして、 平和の維持、社会正義の確立のほ 一九七八年第二〇回ユネス

「当事国は、人種差別に導く偏見と闘い、諸国間及び人種の分野における差別撤廃精神の普及」を総括 する 形 で、国連憲章、世界人権宣言以来強調されてきた「教育文化等をして付言すべきことは、人種差別撤廃条約第七条が、

部落差別調査等規制条例の 制定と意義

関係に立つものとして位置づけられるということである。

(次号につづく)

わゆる規制法と相補関係に立ち、

規制法の限界を補完する

発を取り入れている。そして教育と啓発のこれら領域は、では新たに人権思想ないし部落問題に関する知識の普及啓

人種差別撤廃条約の構成が示唆しているように、

なくてはならない。との意味で、要綱案(同盟案も同様)

広報活動も同様に重視して全面的な展開を保障している。ていることで、施策の目標達成に教育活動のほか、文化・て迅速かつ実効的な措置をとることを約束する』と規定し

いま一つは、教育とともに「啓発」の重要性が喚起され

促進し……特に、

教授、

教育、文化及び情報の分野におい

寛容及び友好関係を

的又は種族的集団の間における理解、

部落解放研究所編 B6判140頁 定価800円

85年3月、大阪府議会において部落差別にかかわる身元調査を法的に規制する全国で初めての条例が制定され、大いに注目されている。本書はこの条例制定に至る背景や経過、条例の内容を解説したもの。

(社)部落解放研究所 大阪市浪速区久保吉1-6-12 TEL 06-568-1300